

障害者総合支援法関連の制度改正等について

1 障害者総合支援法等について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

趣旨

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービス（居宅訪問型児童発達支援）を新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 捕装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るために、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日）

2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の整備について（案）

趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号。以下「一部改正法」という。）の施行に伴い、関係政省令の整備を行う。

概要

1. 高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減の対象者の要件について

長期間相当障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳という年齢に到達したというだけで利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、相当介護保険サービスの利用者負担をゼロに（償還）する対象者の要件を定める。

【対象者の要件】

- ・相当障害福祉サービスの利用期間：5年間（入院その他やむを得ない事由により支給決定を受けなかった期間を除く。）
- ・対象となる相当障害福祉サービス：居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所（基準該当サービスを含む。）
- ・対象となる相当介護保険サービス：訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護（これらに相当するサービスを含む。）

・所得要件：低所得又は生活保護受給者

・障害支援区分：2以上

・その他：65歳までに介護保険サービスを利用していない（※）

※今般の法改正の趣旨は、いわゆる「65歳問題」、つまり①長年（5年以上）にわたり、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、②“65歳”という年齢に達したことのみで、利用者負担（1割）が発生することに対応することであるため、65歳になる前から介護保険サービスを利用していた方は対象としない。

2. その他の規定の整備について

- (1) 重度訪問介護について、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所においても一定の支援を可能とする。
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院、児童養護施設の障害児に対象を拡大する。
- (3) 児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所の指定について、指定権者である都道府県等は、当該通所支援の量を定め、その量を超えない範囲内において行うこととする。
- (4) 一部改正法により創設された、障害福祉サービス事業所の事業内容等の情報公表制度について、公表事項等を定める。
- (5) その他必要な規定の整備を行う。

3

新サービスの概要

(就労定着支援・自立生活援助・居宅訪問型児童発達支援)

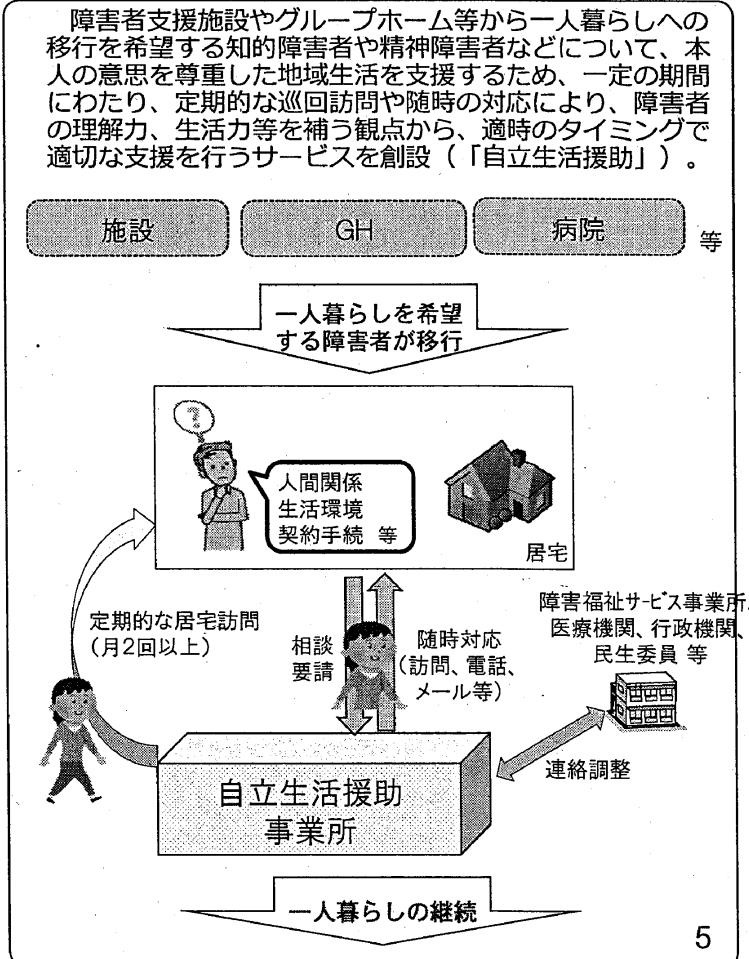
| | 就労定着支援 | 自立生活援助 | 居宅訪問型児童発達支援 |
|--------|--|---|---|
| サービス概要 | 一般就労へ移行した障害者へ就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービス | 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービス | 重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービス |
| 対象者 | 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者 | 定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者かつ 居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営むまでの各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者 | A又はBかつC A 重度の障害の状態（法定事項） B (a)人工呼吸器を装着している状態 その他の日常生活を営むために医療を要する状態（=医療的ケア児） (b)重い疾患のため感染症にかかるおそれがある状態にある C 児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児（法定事項） |
| 利用期間 | 3年間 (1年ごとに支給決定期間を更新) | 1年間 (適当と認められる場合には更新可) | — |
| サービス内容 | ・事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行なう者、医療機関その他の者との連絡調整（法定事項） ・雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営むまでの各般の問題に関する相談、指導及び助言その他必要な支援 | ・定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問・相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握 ・必要な情報の提供及び助言並びに相談 ・関係機関との連絡調整 ・その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施 ※既存の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援を居宅に訪問して提供するものであるため、既存の内容に合わせる。 |
| 基本報酬 | 就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合）に応じた基本報酬を設定。 就労定着支援サービス費 3,200単位/月（就労定着率9割以上） ※利用開始後1年目は更に240単位を加算 | 自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※ ①利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月 ②利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月 ※他に1年を超える利用者の基本報酬も設定 | 居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき） 988単位 4 |

自立生活援助の基準等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（第206条の13～第206条の20）

| | |
|------|---|
| 基本方針 | 利用者が地域において自立した生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、利用者からの相談対応等より、利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性等に応じて行われるものでなければならないものとする。 |
| 人員基準 | 一 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上なお、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。 二 サービス管理責任者 イ又は口に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又は口に掲げる数 イ 利用者の数が30以下 1以上 ロ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 |
| 設備基準 | 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定自立生活援助の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないものとする。 |
| 運営基準 | ・実施主体は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助の事業を行なう者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならないものとする。 ・おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談等必要な援助を行わなければならないものとする。 ・利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握及び必要な措置等を行わなければならないものとする。 |

これらの規定のほか、必要な準用規定等を設ける。



自立生活援助の施行に向けた留意点①

(平成30年2月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室地域移行支援係通知)

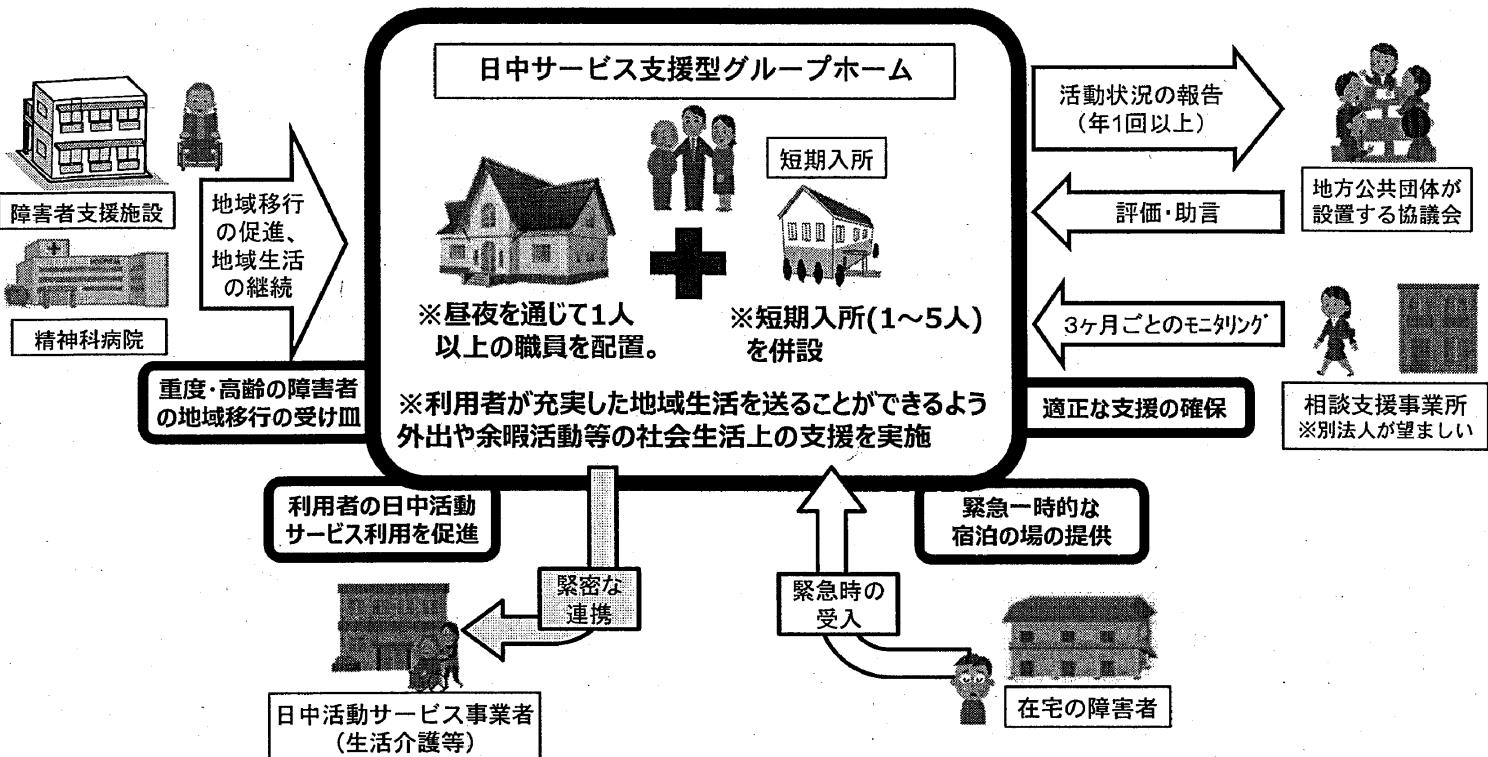
| 項目 | 留意点 |
|-----------|--|
| 自立生活援助の趣旨 | 障害者総合支援法改正により、平成30年4月から施行される新サービスである自立生活援助は、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分でない障害者の一人暮らしを支援するサービスである。 |
| 支援内容 | 自立生活援助の支援内容は、定期的な居宅訪問や随時の対応等により利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行うものである。 |
| 実施主体 | 自立生活援助の実施主体は、支援内容や利用者の居住の場の変化等を勘案し、「指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行なう者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者であること」を要件としている。 |
| 対象者 | <p>（1）障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 （2）現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者 （3）障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者</p> <p>対象者（1）の「…精神科病院等」の「等」に該当する施設は、以下のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> のぞみの園、宿泊型自立訓練事業所、児童福祉施設、療養介護を行う病院、福祉ホーム、救護施設、更生施設、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院、更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホーム </div> <p>対象者（2）（3）の「自立生活援助による支援が必要な者」は、障害者の状態や生活環境等を踏まえ判断することになるが、具体的な例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合 ・人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰返し等） ・その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適と認められる場合 |
| 利用者数 | <p>自立生活援助の基本報酬の「利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満・以上」に関して、利用者数は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所月数で除して得た数 <p>なお、平成30年4月施行時点においては、指定申請の際に登録する利用者の推定数の90%とする。</p> |

自立生活援助の施行に向けた留意点②

| 項目 | 留意点 |
|------------|---|
| サービス管理責任者 | <p>自立生活援助のサービス管理責任者は、サービス管理責任者研修において、地域生活（知的・精神）分野の講義等を受講した者を要件とする。</p> <p>なお、サービス管理責任者は、自立生活援助計画を作成し客観的な評価等を担う者であるため、業務の客觀性を担保する観点から、地域生活支援員との兼務は認めない。</p> |
| 他の事業所との兼務 | <p>自立生活援助事業所の従業者は、原則として専従とする。</p> <p>ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、従業者を当該自立生活援助事業所の管理者や他の事業所又は施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>なお、相談支援事業所の従業者、併設する他の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者の職務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。（他の事業所における兼務の要件に留意すること）</p> |
| 常時の連絡体制 | 自立生活援助事業所は、利用者の状況に応じて、携帯電話等により直接利用者又はその家族等と常時の連絡体制を確保しなければならない。 |
| 地域定着支援との併給 | 自立生活援助は、地域定着支援の支援内容を包含するため、地域定着支援との併給は認めない。 |
| 支給決定 | <p>自立生活援助の支給決定は、障害者支援施設等から一人暮らしに移行した障害者の場合、退所等の日から1年間は支給決定サービスコード「351000 自立生活援助基本決定（退所後1年未満）」で支給決定し、その後は「352000 自立生活援助基本決定（退所後1年以上・その他）」で支給決定することになるため、支給決定期間の設定に留意願いたい。</p> <p>（例1） 退所等と同時に支給決定する場合</p> <p>（例2） 退所等の日が4/1、支給決定が7/1の場合</p> |

地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。



日中サービス支援型共同生活援助の施行に向けた留意点①

(平成30年2月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室地域移行支援係通知)

| 項目 | 留意点 |
|--------------------|---|
| 日中サービス支援型共同生活援助の趣旨 | 日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。 |
| 対象者 | 日中サービス支援型グループホームの主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者（日によって利用することができない障害者を含む）であるが、共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限は設けない。 なお、日中サービス支援型グループホームにおいては、支援の趣旨等を踏まえ、テライト型住居の基準は適用しない。 |
| 常時の支援体制の確保 | 日中サービス支援型グループホームにおいては、共同生活住居ごとに、昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置する。 なお、既存の建物を共同生活住居とする場合で定員が11名以上の場合は、ユニットごとに1人以上配置する。 |
| 支援の実施 | 日中サービス支援型グループホームは、利用者のニーズに応じて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。 |
| 他の日中活動サービスの利用 | 日中サービス支援型グループホームは、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者と緊密な連携に努めなければならない。 |
| 基本報酬 | 日中サービス支援型グループホームは、日中をグループホームで過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬を設け、1日単位で選択する仕組みとしているので、個別支援計画に基づき適切に運用すること。なお、区分2以下の利用者に対して、グループホームにおいて日中支援を行う場合は日中支援加算（Ⅱ）を算定する。 |
| 共同生活住居 | 共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下とする。 なお、共同生活住居ごとの独立性が確保され、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されている場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができ、一つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。 立地については、他の類型と同様、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。 また、従業者のみが使用する設備については、共有して差し支えないものとする。 |

日中サービス支援型共同生活援助の施行に向けた留意点②

(平成30年2月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室地域移行支援係通知)

| 項目 | 留意点 |
|------------------------|--|
| 短期入所の併設 | 日中サービス支援型グループホームが行う短期入所（空床型を除く）は、原則として、日中サービス支援型グループホームと併設又は同一敷地内において行うものとする。 なお、短期入所の利用定員は、日中サービス支援型グループホームの入居定員の合計が20人又はその端数を増すごとに1人以上5人以下とする。 |
| 事業所の単位 | 日中サービス支援型グループホームの事業所指定は、他の類型と同様、一定の地域の範囲内に所在し、一体的なサービス提供に支障がない場合は、1以上の共同生活住居を一つの事業所として指定することができる。 |
| 地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価 | 日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等（※）に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。 ※ 法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議等） |
| 事業指定の申請 | 都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。 |
| 指定計画相談支援 | 日中サービス支援型グループホームの利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間を他の類型の指定共同生活援助よりも短く3ヶ月間とする。 また、適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と指定計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましい。 |

10

日中サービス支援型共同生活援助の施行に向けた留意点③

(平成30年2月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室地域移行支援係通知)

| 項目 | 留意点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|---------------------------|---------------------------|-----------|---------------------------|-----------|--|------|---|-----------------------------|--|------|--|------|--|-------|--|---|--|--|--|
| 指定申請に係る様式の改正 | <p>日中サービス支援型グループホームの創設に伴い、各都道府県等で使用している指定申請に係る様式の一部を改正する必要があるため、以下を参考に準備願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「サービスの提供形態」を確認する欄に、『日中サービス支援型』に関する事項を追加。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">サービスの提供形態 (該当部分に○)</td> <td>介護サービス包括型</td> <td>生活支援員の業務の外部委託の予定有(月 時間)・無</td> </tr> <tr> <td>日中サービス支援型</td> <td>生活支援員の業務の外部委託の予定有(月 時間)・無</td> </tr> <tr> <td>外部サービス利用型</td> <td>受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 「添付書類」に『協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要』を追加 <table border="1"> <tr> <td>添付書類</td> <td>別添のとおり(定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等、共同生活住居の構造概要及び平面図、経歴書、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの)等</td> </tr> </table> <p>※参考様式</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要</td> </tr> <tr> <td>事業所名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">措置の概要</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 1 協議会等への報告・協議会からの評価等に対応する担当者（連絡先） 2 報告する又は評価を受ける協議会等の名称 3 定期報告・評価の時期（年1回以上） 4 協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会の具体的な内容 5 その他参考事項 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 上の事項は例示であるので、これにかかわらず適宜項目を追加し、その内容について具体的に記載してください。</td> </tr> </table> | サービスの提供形態 (該当部分に○) | 介護サービス包括型 | 生活支援員の業務の外部委託の予定有(月 時間)・無 | 日中サービス支援型 | 生活支援員の業務の外部委託の予定有(月 時間)・無 | 外部サービス利用型 | 受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地 | 添付書類 | 別添のとおり(定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等、共同生活住居の構造概要及び平面図、経歴書、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの)等 | 協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要 | | 事業所名 | | 管理者名 | | 措置の概要 | | 1 協議会等への報告・協議会からの評価等に対応する担当者（連絡先） 2 報告する又は評価を受ける協議会等の名称 3 定期報告・評価の時期（年1回以上） 4 協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会の具体的な内容 5 その他参考事項 | | 備考 上の事項は例示であるので、これにかかわらず適宜項目を追加し、その内容について具体的に記載してください。 | |
| サービスの提供形態 (該当部分に○) | 介護サービス包括型 | | 生活支援員の業務の外部委託の予定有(月 時間)・無 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 日中サービス支援型 | | 生活支援員の業務の外部委託の予定有(月 時間)・無 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 外部サービス利用型 | 受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 添付書類 | 別添のとおり(定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等、共同生活住居の構造概要及び平面図、経歴書、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの)等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理者名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 措置の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 協議会等への報告・協議会からの評価等に対応する担当者（連絡先） 2 報告する又は評価を受ける協議会等の名称 3 定期報告・評価の時期（年1回以上） 4 協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会の具体的な内容 5 その他参考事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 上の事項は例示であるので、これにかかわらず適宜項目を追加し、その内容について具体的に記載してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

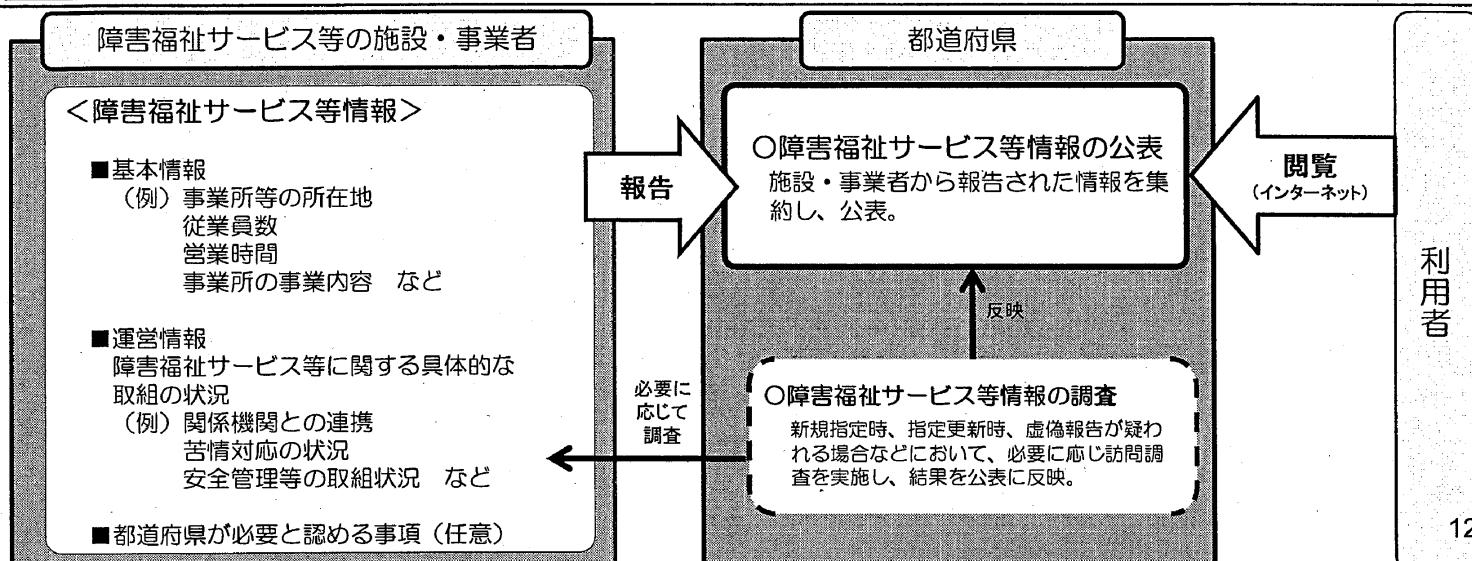
11

障害福祉サービス等の情報公表制度の創設（趣旨・目的）

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする（平成30年4月施行）。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）（抄）

第七十六条の三 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者（以下この条において「対象事業者」という。）は、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下この条において「情報公表対象サービス等」といいう。）の提供を開始しようとするとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報（その提供する情報公表対象サービス等の内容及び情報公表対象サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適當なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。



12

障害福祉サービス等の情報公表制度の創設（実施主体・公表対象事業者）

実施主体

都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする。

※1 指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報については、市区町村（指定都市、中核市を除く）分も、都道府県が公表を行う。
※2 指定障害児入所施設等及び指定障害児通所支援事業者の情報については、中核市分も、都道府県が公表を行う。ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

| | | 都道府県 | 指定都市 | 中核市 |
|-------------|------------|-------|------|-------|
| 障 害 者 | 指定障害福祉サービス | ○ | ○ | ○ |
| | 指定障害者支援施設 | ○ | ○ | ○ |
| | 指定地域相談支援 | ○ | ○ | ○ |
| | 指定計画相談支援 | ○（※1） | ○ | ○ |
| 障 害 児 | 指定障害児入所施設等 | ○ | ○ | ×（※2） |
| | 指定障害児通所支援 | ○ | ○ | ×（※2） |
| | 指定障害児相談支援 | ○（※1） | ○ | ○ |

公表対象となる事業者

① 下記に記載のサービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者。

② 当年度中に下記に記載のサービスについて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

| | | |
|------------|----------------|----------------|
| 居宅介護 | 自立訓練（機能訓練） | 地域相談支援（地域定着支援） |
| 重度訪問介護 | 自立訓練（生活訓練） | 福祉型障害児入所施設 |
| 同行援護 | 宿泊型自立訓練 | 医療型障害児入所施設 |
| 行動援護 | 就労移行支援 | 児童発達支援 |
| 療養介護 | 就労継続支援A型 | 医療型児童発達支援 |
| 生活介護 | 就労継続支援B型 | 居宅訪問型児童発達支援 |
| 短期入所 | 就労定着支援 | 放課後等デイサービス |
| 重度障害者等包括支援 | 自立生活援助 | 保育所等訪問支援 |
| 共同生活援助 | 計画相談支援 | 障害児相談支援 |
| 施設入所支援 | 地域相談支援（地域移行支援） | |

13

障害福祉サービス等の情報公表制度の創設（報告・公表事項等）

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定める。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。①基本情報は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業者数、サービスの内容等の基本的な情報、②運営情報は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(案)

| 区分 | | 報告・公表事項 | | |
|----------------|------|---|--------------------|------------------|
| 基本情報 (別表第一) | 法人 | ○ 事業所等を運営する法人等に関する事項(名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日等) | | |
| | 事業所等 | ○ サービスを提供する事業所等に関する事項 (名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況等) ○ サービスに従事する従業者に関する事項(従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数等) ○ サービスの内容に関する事項(運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績等) ○ 利用料等に関する事項など | | |
| 運営情報 (別表第二) | | ○ 利用者の権利擁護の取組 | ○ サービスの質の確保の取組 | ○ 相談・苦情等への対応 |
| | | ○ サービスの評価、改善等の取組 | ○ 外部の者等との連携 | ○ 適切な事業運営・管理の体制 |
| | | ○ 安全・衛生管理等の体制 | ○ 情報の管理、個人情報保護等の取組 | ○ その他(従業者の研修状況等) |

事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き

(1) 障害福祉サービス等情報の報告時期

- ・指定障害福祉サービス等事業者（以下「事業者」という。）は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとするとき及び毎年度各都道府県等において定める時点において、当該サービス等を提供する事業所・施設の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報の報告を行う。

(2) 障害福祉サービス等情報の報告方法

- ・今般の情報公表制度の創設に当たっては、利用者等がインターネット上でいつでも事業者の情報にアクセスすることができるよう、全国一元的なシステムを整備する。
- ・具体的には、現在、独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト（W A M N E T）上で展開されている「障害福祉サービス事業所情報検索システム」について、平成29年度中に障害福祉サービス等情報公表制度の内容に沿った改修を行い、新たに「障害福祉サービス等情報公表システム（仮称）」を立ち上げる予定。
- ・事業者は、原則、当該システムを通じ障害福祉サービス等情報を入力し、都道府県等へ報告する。

※平成30年4月から報告の受付開始予定。

14

障害福祉サービス等の情報公表制度の創設（公表手続・スケジュール等）

都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き

(1) 障害福祉サービス等情報の公表時期

都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、速やかに公表するものとする。

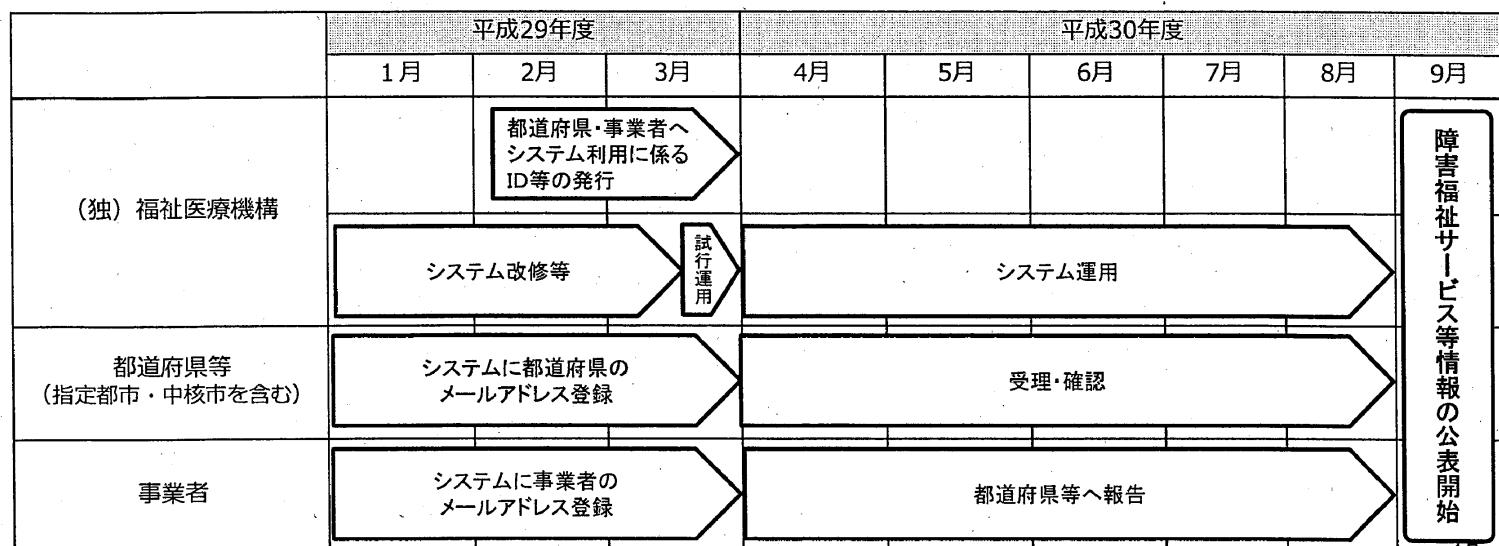
※ただし、平成30年度については、原則として平成30年9月に全国一斉に公表することを想定。

(2) 障害福祉サービス等情報の公表方法

都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、「障害福祉サービス等情報公表システム（仮称）」上で受理・確認し、当該システムにより公表する。

※なお、事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等においては、必要に応じて訪問調査を実施し、結果を公表する。

スケジュール（案）



共生型サービスの法律上の規定

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月2日法律第52号）（抄）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）

第十二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の次に次の二条を加える。

● 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

（共生型障害福祉サービス事業者の特例）

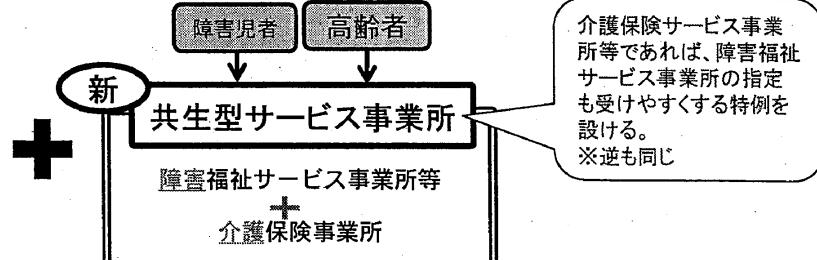
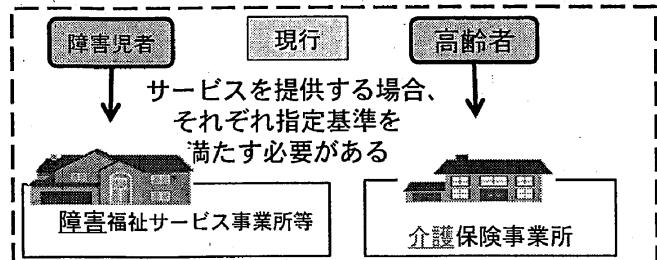
第四十一条の二 居宅介護、生活介護その他厚生労働省令で定める障害福祉サービスに係るサービス事業所について、児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援に係るものに限る。）又は介護保険法第四十一条第一項本文の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条第一項に規定する居宅サービスに係るものに限る。）、同法第四十二条の二第一項本文の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに係るものに限る。）若しくは同法第五十四条の二第一項本文の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条の二第十二項に規定する地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）を受けている者から当該サービス事業所に係る第三十六条第一項（前条第四項において準用する場合を含む。）の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける第三十六条第三項（前条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第三十六条第三項第二号中「第四十三条第一項の」とあるのは「第四十一条の二第一項第一号の指定障害福祉サービスに従事する従業者に係る」と、同項第三号中「第四十三条第二項」とあるのは「第四十一条の二第一項第二号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

- 一 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定障害福祉サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準を満たしていること。
- 二 申請者が、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすると認められること。

16

共生型サービスの趣旨等

- 平成29年の障害者総合支援法等改正（地域包括ケア強化法）では、
 - ① 障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、
 - ② 地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材の有効活用という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を介護保険、障害福祉それぞれに位置付けた。
- 法律上は、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくなる、「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定の特例」を設けたもの。
- 「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定」を受ける場合の基準は、省令で定めることになっている。



共生型サービスの推進

| 【現行制度】 | 障害福祉事業所 | 介護保険事業所 | 課題 |
|---------|---------------|--------------|--|
| 障害児者が利用 | ○ | △ (例外扱い)※ | ・障害福祉の給付の対象とするか否かは、市町村長が個別に判断 ・加算がつかない。 |
| 高齢者が利用 | × (給付の対象外) | ○ | ・介護保険の給付の対象外 ・障害者が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉事業所を利用できなくなる。 |

新たに共生型サービスを位置付け

| 【見直しの方向性】 | 障害福祉事業所 | 介護保険事業所 | 改善事項 |
|-----------|-----------------|-----------------|--|
| 障害児者が利用 | ○ | ○ (本来的な給付対象) | ・事業所が指定を受ければ、障害福祉の本来的給付対象 ・報酬額の見直し(加算が算定できるようにする) |
| 高齢者が利用 | ○ (本来的な給付対象) | ○ | ・事業所が指定を受ければ、介護保険の本来的給付対象 |

※地域の実践例：「富山型デイサービス」（富山県）

- ・介護保険のデイサービス事業所を母体として、障害制度のデイサービスの事業を実施する。
- ・高齢者だけでなく、障害児・者など、多様な利用者が共に暮らし、支え合うことでお互いの暮らしが豊かになる。
- ・子どもと関わることで、高齢者のリハビリや障害者の自立・自己実現に良い効果を生む。



18

共生型サービスの対象サービス

○下記①及び②を踏まえれば、今般基準・報酬を設定する共生型サービスは、以下のとおり。

- ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
- ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

| | 介護保険サービス | | 障害福祉サービス等 |
|---|---|---|---|
| ホームヘルプサービス | 訪問介護 | ↔ | 居宅介護 重度訪問介護 |
| デイサービス | 通所介護 (地域密着型を含む) | ↔ | 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） 放課後等デイサービス（同上） |
| ショートステイ | 短期入所生活介護 (予防を含む) | ↔ | 短期入所 |
| 「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供するサービス※ | (看護) 小規模多機能型居宅介護（予防を含む） ・通い ・泊まり ・訪問 | → | 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） 放課後等デイサービス（同上） → 短期入所 → 居宅介護 重度訪問介護 |

※ 障害福祉サービスには介護保険の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスは無いが、障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みにおいて、障害児者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

19

共生型居宅介護・重度訪問介護、共生型訪問介護の基準

| 共生型居宅介護・共生型重度訪問介護の基準 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準) | | 共生型訪問介護の基準 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準) |
|---|--|--|
| (共生型居宅介護) 第四十三条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービスの事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 一 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。 二 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 | (共生型訪問介護) 第三十九条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービスの事業を行う指定居宅介護事業者及び重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行なう者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 一 指定居宅介護事業所又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行なう者が当該事業を行なう事業所の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護又は重度訪問介護の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 | 第三十九条の二 略 |
| (共生型重度訪問介護) 第四十三条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービスの事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 一 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。 二 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 | | |
| 第四十三条の四 略 | | |

20

障害福祉・介護保険サービスの比較（ホームヘルプサービス）

| 居宅介護、重度訪問介護(障害福祉) <障害児者> ※重度訪問介護は者のみ | | 訪問介護(介護保険) |
|--|--|---|
| 概要 | 居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供する | |
| 人員配置 | 管理者 | 常勤専従 |
| | サービス提供責任者 | 常勤の訪問介護員等のうち1人 |
| | 訪問介護員等(※) | 常勤換算2.5人 (※)右記+居宅介護職員初任者研修課程修了者 +障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者 (旧3級課程相当) +重度訪問介護従業者養成研修修了者 |
| サービス提供範囲 | 右記+生活全般にわたる援助として認められる支援(重度訪問介護では社会参加目的の移動支援等も含む) | |
| 居宅介護、重度訪問介護の訪問介護員等の資格要件 | | 研修時間 |
| 介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 介護職員初任者研修課程修了者 居宅介護職員初任者研修課程修了者 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(3級研修) 重度訪問介護従業者養成研修修了者 | | 国家資格 450時間 500時間 130時間 130時間 50時間 10時間以上 |
| | | 都道府県の判断により、「居宅介護職員初任者研修課程」を修了していれば、「介護職員初任者研修課程」を全部又は一部を免除可能 ・全て免除 12都道府県 ・一部免除 6都道府県 ・免除無し 29都道府県 (平成27年度・厚労省調べ) |

共生型生活介護、共生型通所介護の基準

共生型生活介護の基準

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

(共生型生活介護（児童発達支援・放課後等デイ）)

第九十三条の二 生活介護に係る共生型障害福祉サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスを受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。
- 二 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護（通所介護・地域密着型通所介護）)

第九十三条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

共生型通所介護の基準

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

(共生型通所介護)

第一百五条の二 通所介護に係る共生型居宅サービスの事業を行なう指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定児童発達支援事業者（主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定児童発達支援を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービスを提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 二 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第一百五条の三 略

22

共生型生活介護の基準

- 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護（（予防）小規模多機能・看護小規模多機能）)

第九十三条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十八人）以下とすること。
- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通りサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数と共生型通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日前たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人）までの範囲内とすること。

共生型通所介護の基準

| 登録定員 | 利用定員 |
|------------|------|
| 二十六人又は二十七人 | 十六人 |
| 二十八人 | 十七人 |
| 二十九人 | 十八人 |

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通りサービスの利用者数を通りサービスの利用者数並びに共生型通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第九十三条の五 略